各位

平 成 ３ ０ 年 ４ 月 １ 日
大牟田市企画総務部契約検査室

中間前金払制度の導入について（お知らせ）

建設業者の公共工事における資金運用等の円滑化を図るとともに、公共工事の適正な施工を確保するため、**平成３０年４月１日以降に契約を締結したものから中間前払金制度を導入**します。

◆ **すでに前払金を支出した工事において、一定の要件を満たしている場合、保証事業会社の保証を条件に請負金額の２０%以内を中間前払金として追加で支払います。**

一定の要件とは、次のとおりです。

１　工期の２分の１を経過していること。
２　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべき工事がおこなわれていること。
３　当該工事の進捗額が請負金額の２分の１以上の額に相当していること。
４　請負金額が１，０００万円以上であること。

申請等手続きのながれ

<table>
<tr><th>発　注　者</th><th></th><th>請負業者</th></tr>
<tr><td></td><td>前払金の申請・受領</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（中間前払金）
・認定請求書
・工事履行報告書</td><td>①認定請求書、工事履行報告書を市（監督員）に提出</td></tr>
<tr><td>②認定調書を市（監督員）から交付</td><td>認定調書の交付</td><td>③認定調書を保証会社に提出
※保証会社より保証証書交付</td></tr>
<tr><td></td><td>中間前払金の申請</td><td>④保証証書を添付し、前払金申請書、請求書を市（監督員）に提出</td></tr>
<tr><td>⑤中間前払金支払完了</td><td></td><td></td></tr>
</table>